

公 告

このたび、県営土地改良事業を施行するため、土地改良法第87条の3第2項の規定に基づく農地中間管理機構の同意取得並びに同法第87条の3第6項の規定に基づく大田市長との協議及び土地改良施設の管理者からの意見聴取を行うこととし、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要に対して意見のある者は、同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和8年3月5日までに島根県知事に意見書を提出されたい。

また、本事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨を告示した日から、本事業の工事の完了につき同法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、同法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

令和8年2月13日

島根県知事 丸 山 達 也



記

1. 地区名及び事業名

小屋原地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

2 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画の概要

3 縦覧の期間

令和8年2月13日から令和8年3月5日まで

4 縦覧の場所

大田市役所

5 意見書の掲出方法

(1) 提出方法

当該地区名、事業名及び意見を記載した書面（様式自由）とする。

(2) 提出先

島根県農林水産部農村整備課

土地改良事業計画概要書

小屋原地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

第1章 目的

小屋原地区は三瓶山の北西部に位置し、南北方向に三瓶川（静間川水系二級河川）、東西方向に普通河川の水滝川があり、この河川沿いの農地で水稻を中心とした営農が行われている。

事業実施区域は、未整備地区のため、狭小かつ不正形な区画で、幅狭な耕作道路であることから、農業機械の大型化が図れない状況である。また、用排水路は土水路、若しくは老朽化した二次製品等であるため、施設の維持管理に苦慮していることから、農業経営の安定化を進めていくうえで支障となっている。

このことから、狭小農地の区画拡大と水田汎用化対策を併せ行うことで、大型の農業用機械を導入するなど、営農効率の向上による経費の削減を図る。担い手については、事業を契機に地区内の担い手が農業生産法人を立ち上げ、地区内全農地を集積することに併せて、水稻に加えて高収益作物（ブロッコリー）の作付拡大を進めていくことにより、効率的で持続可能な農業経営を目指す。

第2章 地域の所在及び現況

【地域の所在】

島根県大田市三瓶町小屋原

【現況】

・受益地の用途別面積表

単位：ha

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	その他	合計
現況	16.4	1.2	—	17.6	0.7	—	18.3
計画	14.7	0.8	—	15.5	2.7	0.1	18.3

・地形

二級河川静間川水系三瓶川、普通河川水滝川沿いの山間部谷地形に展開する営農地帯であり、標高は約 300m、平均傾斜は 1/13 である。

・土質及び土壌

灰色褐色土壌粘土質構造満俺土型（G61）、礫質土壌壤土満俺型（K95）

・気象

年平均気温 15.9℃ 年降水量 2,023mm

・水利状況

谷水（湧水）から取水し、用水路に導水している。

・営農状況

水稻を基幹作物とし個人農家が営農しており、10a～20a程度の小区画が多く、また、狭幅な耕作道路により大型機械による農作業の省力化が阻まれている。

・地域環境の概況

当地区の周辺は、田畑や河川、森林など自然環境に恵まれた地域である。

第3章 基本計画

（1）事業量

工 種	数 量
区画整理	
整 地 工	15.5ha
用水路工	3,108m
排水路工	2,285m
道 路 工	2,624m
生産基盤附帯整備	
鳥獣害防止施設	6,850m

（2）環境との調和への配慮

工事中の土砂、濁水の流出を防止するため、沈砂池等を設ける。また、動植物については、生息地の環境変化を極力避ける計画にするなど、環境配慮に努める。

第4章 管理の要領

用 水 路：大田市

排 水 路：大田市

道 路：大田市

鳥獣害防止施設：大田市

第5章 換地計画の要領

別添のとおり

第6章 費用の概算

区 分	事業費（円）
本 工 事 費	967,000,000
地方事務費	47,000,000
合 計	1,014,000,000

第7章 事業の効果

項 目		効果額等
効果（便益）額	作物生産効果	12,502 千円
	営農経費節減効果	52,437 千円
	維持管理費節減効果	△1,808 千円
	耕作放棄防止効果	250 千円
	地籍確定効果	476 千円
	非農用地等創設効果	87 千円
	国産農産物安定供給効果	2,426 千円
	合 計	66,370 千円
総費用総便益比		1.39
総所得償還率		—
増加所得償還率		—
総費用（現在価値化）		818,076 千円

第8章 他事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別添のとおり

第10章 その他

本事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下法）第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨を公告した日から、本事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

換 地 計 画 の 要 領

1. 換地計画樹立の必要性

分散している農地の集団化を行い、農業経営の合理化及び拡大を図るため、換地計画の樹立が必要である。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。
ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別・グループ別 団 地 の 設 定	個 人 別 換 地 の 方 法		
		位 置 選 択	1戸当たり 目標団地数	区画・畦畔の取り扱い
	農用地利用集積促進区域別 集団化 地目別、作物別集団化	各人の従前の土地が最も密集した 位置を中心に定める	各農家の農地は、出来る だけ大規模に集団化 するものとし、1戸当 たりの団地数は、おお むね1団地から2団地 を目標とする	(固定畦畔) ア 換地は、原則として標準区画 を単位に交付するが、換地すべき面 積が標準区画に交付して余る場合又 は標準区画に不足する場合は標準区 画を分割して交付する。 イ 標準区画の分割は原則として 長辺に沿って分割する。 ウ 分割後の区画は道路に必ず接 するように配慮する。

(3) 非農用地の換地方針

区 分	用 途	非農用地区域の位置の概要	面 積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他
換地区名	農業共同施設用 地	計画平面図A	0.1	不換地及び特別減歩 見合いの創設換地	営農組織 (法人予定)	

(4) 清算の方法

清算方式 : 増価額比例地積清算方式
評価方式 : 標準地比準方式

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

(ha)

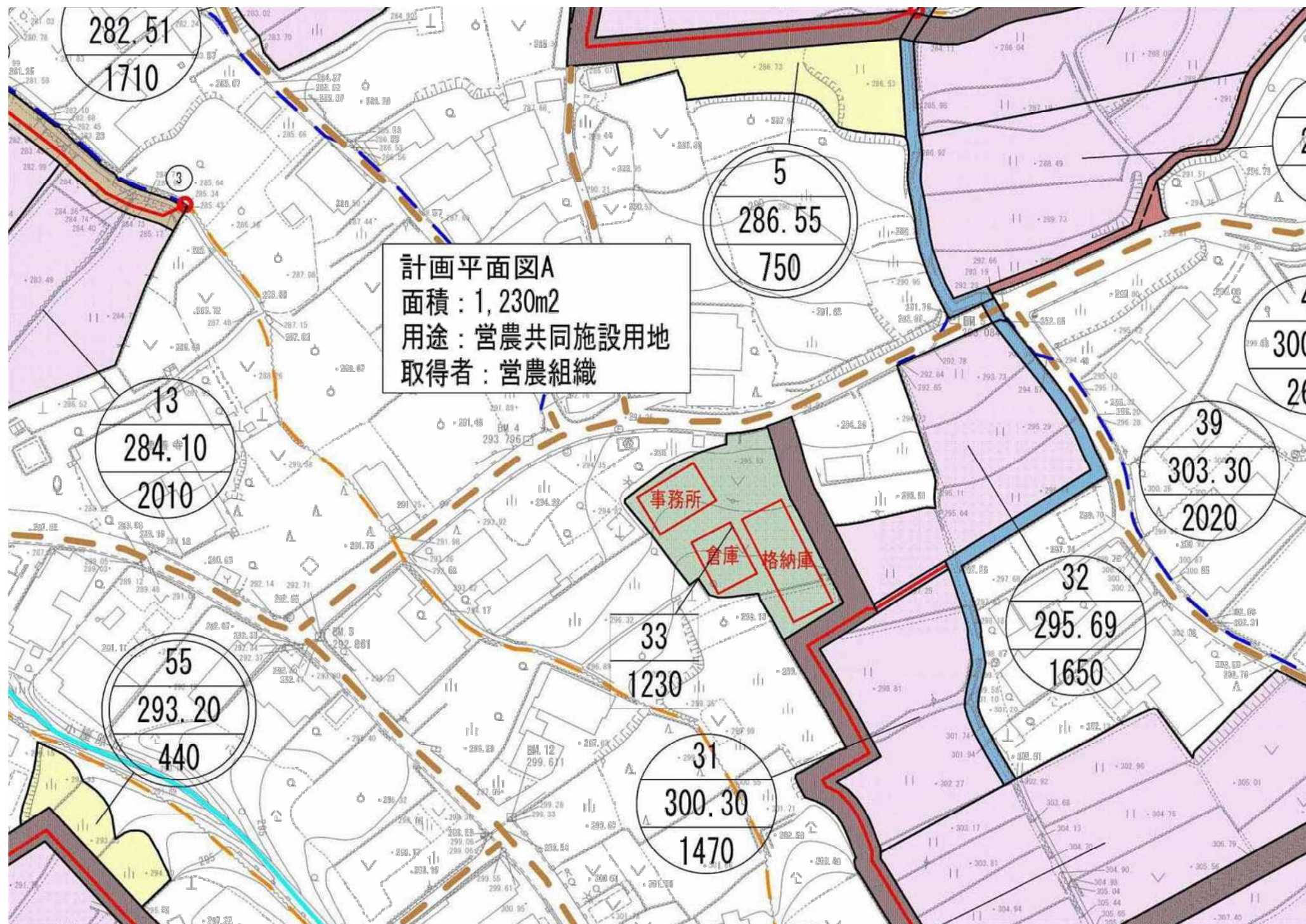
区分 工区	用 途	機 能 交 換 に 係 わ る 土 地				一般国有地	合 計
		国有地	県有地	市町村有地	計		
	道 路			0.4	0.4		0.4
	水 路			0.3	0.3		0.3
	合 計			0.7	0.7		0.7

4. 換地処分の際に関する特別

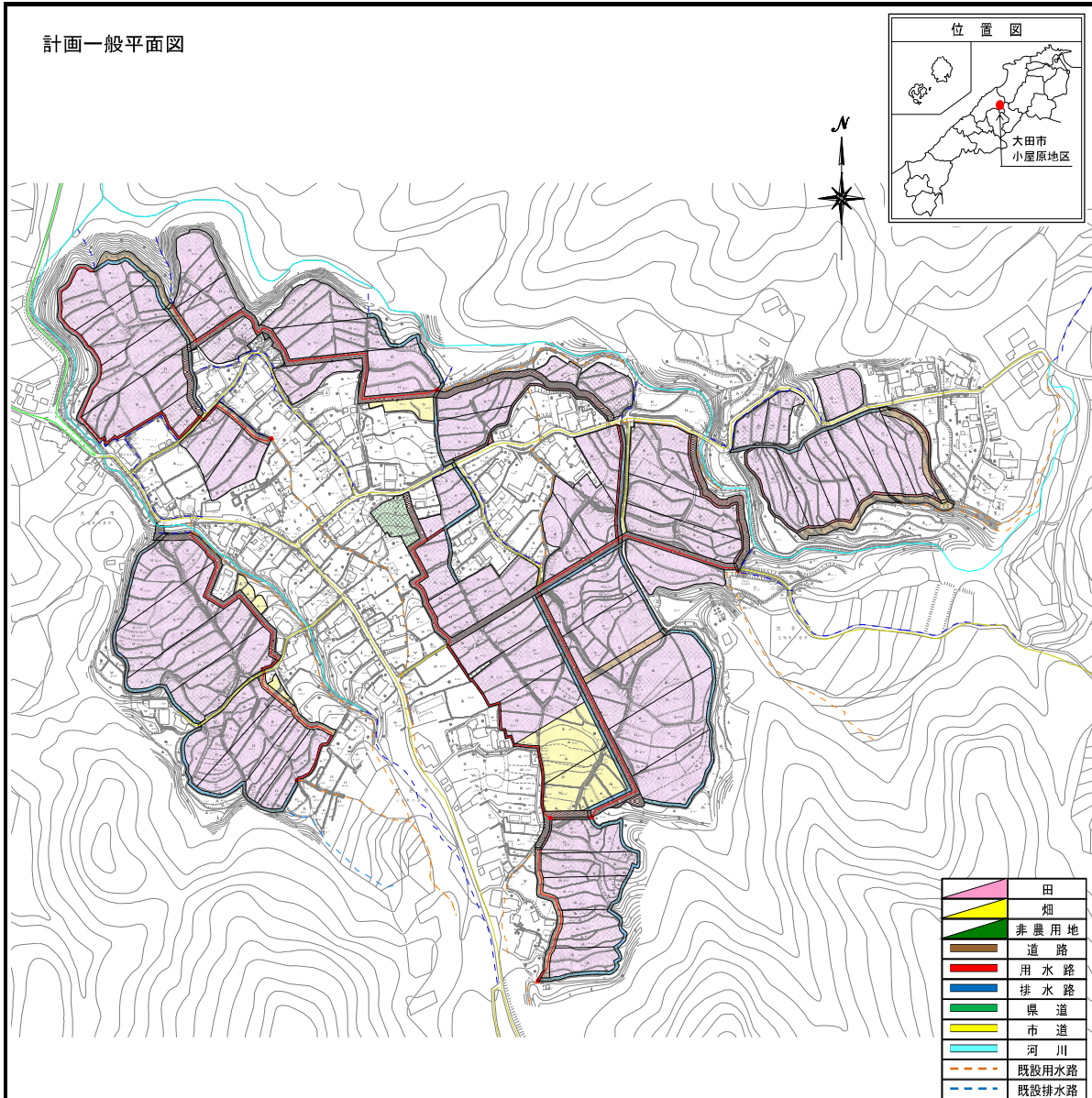
換地区の全部について区画整理工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項により準用する第54条第2項本文規定ただし書きに基づき、換地処分を行うことができる。

計画平面図A
面積：1,230m²
用途：営農共同施設用地
取得者：営農組織

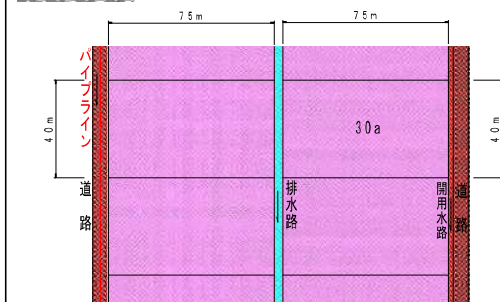
事務所
倉庫 格納庫



計画一般平面図



標準区画配置



標準構造図

